

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度末<br>(平成19年3月31日)   | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日)  |
|--|---|
| <p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,184百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産<br/>投資その他の資産のうち1,072百万円</p> <p>3.関係会社に対する負債<br/>短期借入金 1,380,000百万円</p> <p>4.保証債務<br/>(1)Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証484,887百万円を行っております。<br/>(2)みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。<br/>みずほコーポレート銀行 34,695百万円<br/>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 9,583百万円</p> <p>5.配当制限<br/>当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。<br/>第十一回第十一種優先株式 1株につき 20,000円<br/>第十三回第十三種優先株式 1株につき 30,000円</p> | <p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,453百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産<br/>投資その他の資産のうち3,389百万円</p> <p>3.関係会社に対する負債<br/>短期借入金 1,000,000百万円</p> <p>4.保証債務<br/>(1)Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証430,809百万円を行っております。<br/>(2)みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。<br/>みずほコーポレート銀行 33,124百万円<br/>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 12,965百万円</p> <p>5.配当制限<br/>同左</p> |

## ( 損益計算書関係 )

| 前事業年度<br>( 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 )   | 当事業年度<br>( 自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日 )   |
|--|--|
| <p>1. 営業収益のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社受取配当金 1,220,997百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社受入手数料 29,102百万円</p> <p>2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">広告宣伝費 4,467百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">給料・手当 3,692百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">業務委託費 2,779百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">土地建物機械賃借料 1,897百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費 1,683百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給付費用 1,029百万円</p> <p>3. 営業費用のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費 4,114百万円</p> <p>4. 営業外収益のうち関係会社との取引の合計額 23百万円</p> <p>5. その他の営業外収益のうち153百万円は、源泉所得税等還付加算金であります。</p> <p>6. 営業外費用のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 11,256百万円</p> <p>7. 特別利益のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社株式処分益 24,195百万円</p> <p>8. その他の特別損失のうち 3,602百万円はニューヨーク証券取引所への上場に係る費用であります。</p> | <p>1. 営業収益のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社受取配当金 770,832百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社受入手数料 35,686百万円</p> <p>2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">監査報酬 4,012百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">給料・手当 3,985百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">業務委託費 3,422百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費 2,091百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">土地建物機械賃借料 1,893百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給付費用 1,106百万円</p> <p>3. 営業費用のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費 4,160百万円</p> <p>4. 営業外収益のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息 77百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券利息 69百万円</p> <p>5. その他の営業外収益のうち89百万円は、源泉所得税等還付加算金であります。</p> <p>6. 営業外費用のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 13,363百万円</p> <p>7. 特別利益のうち関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社株式処分益 38,254百万円</p> <p>8. その他の特別損失のうち356百万円は、内部統制構築費用であります。</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                | 前事業年度末<br>株式数(千株) | 当事業年度<br>増加株式数(千株) | 当事業年度<br>減少株式数(千株) | 当事業年度末<br>株式数(千株) | 摘要 |
|----------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|----|
| 自己株式           |                   |                    |                    |                   |    |
| 普通株式           | 2                 | 132                | 131                | 3                 | 注1 |
| 第四回第四種<br>優先株式 | -                 | 150                | 150                | -                 | 注2 |
| 第六回第六種<br>優先株式 | -                 | 150                | 150                | -                 | 注2 |
| 合計             | 2                 | 432                | 431                | 3                 |    |

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(131千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(131千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2 自己株式(優先株式)の取得及び消却によるものであります。

3 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号 平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号 平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 前事業年度末<br>株式数(千株) | 当事業年度<br>増加株式数(千株) | 当事業年度<br>減少株式数(千株) | 当事業年度末<br>株式数(千株) | 摘要 |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|----|
| 自己株式 |                   |                    |                    |                   |    |
| 普通株式 | 3                 | 476                | 476                | 3                 | 注  |
| 合計   | 3                 | 476                | 476                | 3                 |    |

注 増加は自己株式(普通株式)の取得(475千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(475千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

## (リース取引関係)

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)                                    | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)      |
|---|---|
| 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引                               | 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 |
| (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額                                     | (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額       |
| 取得価額相当額   | 取得価額相当額                                     |
| 車両 6百万円   | 車両 6百万円                                     |
| 器具及び備品 19百万円  | 器具及び備品 19百万円                                |
| 合計 25百万円  | 合計 25百万円                                    |
| 減価償却累計額相当額  | 減価償却累計額相当額                                  |
| 車両 5百万円   | 車両 6百万円                                     |
| 器具及び備品 14百万円  | 器具及び備品 17百万円                                |
| 合計 19百万円  | 合計 24百万円                                    |
| 期末残高相当額   | 期末残高相当額                                     |
| 車両 1百万円   | 車両 0百万円                                     |
| 器具及び備品 4百万円   | 器具及び備品 1百万円                                 |
| 合計 5百万円   | 合計 1百万円                                     |
| (2) 未経過リース料期末残高相当額  | (2) 未経過リース料期末残高相当額                          |
| 1年内 8百万円  | 1年内 5百万円                                    |
| 1年超 5百万円  | 1年超 0百万円                                    |
| 合計 13百万円  | 合計 5百万円                                     |
| (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  | (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額                |
| 支払リース料 8百万円   | 支払リース料 8百万円                                 |
| 減価償却費相当額 8百万円   | 減価償却費相当額 4百万円                               |
| 支払利息相当額 0百万円  | 支払利息相当額 0百万円                                |
| (4) 減価償却費相当額の算定方法   | (4) 減価償却費相当額の算定方法                           |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 | 同左  |
| (5) 利息相当額の算定方法  | (5) 利息相当額の算定方法                              |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。               | 同左  |
| 2. オペレーティング・リース取引   | 2. オペレーティング・リース取引                           |
| (借主側)   | (借主側)                                       |
| 未経過リース料   | 未経過リース料                                     |
| 1年内 3百万円  | 1年内 3,681百万円                                |
| 合計 3百万円   | 1年超 16,554百万円                               |
|   | 合計 20,235百万円                                |
|   | (貸主側)                                       |
|   | 未経過リース料                                     |
|   | 1年内 1,863百万円                                |
|   | 1年超 8,384百万円                                |
|   | 合計 10,247百万円                                |

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

|       | 前事業年度末<br>(平成19年3月31日) |              |              | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日) |              |              |
|-------|------------------------|--------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|
|       | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円)  | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円)  | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
| 子会社株式 | 137,171                | 922,423      | 785,251      | 137,171                | 534,509      | 397,338      |

## (税効果会計関係)

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)                         |              | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)                         |              |
|--|--------------|--|--------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳                                   |              | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳                                   |              |
| 繰延税金資産   |              | 繰延税金資産   |              |
| 関係会社株式   | 1,385,885百万円 | 関係会社株式   | 1,384,968百万円 |
| 繰越欠損金  | 522,251百万円   | 繰越欠損金  | 515,228百万円   |
| その他  | 808百万円       | その他  | 955百万円       |
| 繰延税金資産小計   | 1,908,945百万円 | 繰延税金資産小計   | 1,901,152百万円 |
| 評価性引当額   | 1,908,617百万円 | 評価性引当額   | 1,900,674百万円 |
| 繰延税金資産合計   | 328百万円       | 繰延税金資産合計   | 477百万円       |
| 繰延税金負債   |              | 繰延税金負債   |              |
| 前払年金費用   | 1,099百万円     | 前払年金費用   | 1,116百万円     |
| その他  | 6百万円         |  |              |
| 繰延税金負債合計   | 1,106百万円     | 繰延税金負債合計   | 1,116百万円     |
| 繰延税金資産(は負債)<br>の純額   | 777百万円       | 繰延税金資産(は負債)<br>の純額   | 638百万円       |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 |              | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 |              |
| 法定実効税率   | 40.69%       | 法定実効税率   | 40.69%       |
| (調整)   |              | (調整)   |              |
| 受取配当金等永久に益金<br>に算入されない項目                                       | 40.43%       | 受取配当金等永久に益金<br>に算入されない項目                                       | 39.74%       |
| 評価性引当額の増減  | 0.27%        | 評価性引当額の増減  | 0.98%        |
| その他  | 0.01%        | その他  | 0.02%        |
| 税効果会計適用後の法人税<br>等の負担率  | 0.00%        | 税効果会計適用後の法人税<br>等の負担率  | 0.01%        |

## ( 1株当たり情報 )

|                   | 前事業年度<br>(自 平成18年 4月 1日<br>至 平成19年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年 4月 1日<br>至 平成20年 3月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額         | 183,338円04銭                               | 220,538円65銭                               |
| 1株当たり当期純利益        | 102,168円76銭                               | 68,658円41銭                                |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 95,550円05銭                                | 64,138円22銭                                |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                 |     | 前事業年度末<br>(平成19年 3月31日) | 当事業年度末<br>(平成20年 3月31日) |
|---------------------------------|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額                       |     |                         |                         |
| 純資産の部の合計額                       | 百万円 | 3,176,404               | 3,512,845               |
| 純資産の部の合計額から控除する金額               | 百万円 | 1,000,405               | 1,000,405               |
| (うち優先株式払込金額)                    | 百万円 | (980,430)               | (980,430)               |
| (うち優先配当額)                       | 百万円 | (19,975)                | (19,975)                |
| 普通株式に係る当事業年度末の純資産額              | 百万円 | 2,175,999               | 2,512,440               |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数 | 千株  | 11,868                  | 11,392                  |

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                   |     | 前事業年度<br>(自 平成18年 4月 1日<br>至 平成19年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年 4月 1日<br>至 平成20年 3月31日) |
|-------------------|-----|---|---|
| 1株当たり当期純利益        |     |   |   |
| 当期純利益             | 百万円 | 1,239,710                                 | 811,002                                   |
| 普通株主に帰属しない金額      | 百万円 | 23,472                                    | 19,975                                    |
| (うち優先配当額)         | 百万円 | (19,975)                                  | (19,975)                                  |
| (うち配当優先株式に係る消却差額) | 百万円 | (3,497)                                   | (-)                                       |
| 普通株式に係る当期純利益      | 百万円 | 1,216,237                                 | 791,027                                   |
| 普通株式の期中平均株式数      | 千株  | 11,904                                    | 11,521                                    |

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|   |     | 前事業年度<br>(自 平成18年 4月 1日<br>至 平成19年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年 4月 1日<br>至 平成20年 3月31日) |
|---|-----|---|---|
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益                               |     |   |   |
| 当期純利益調整額  | 百万円 | 18,874                                    | 18,874                                    |
| (うち優先配当額)                                       | 百万円 | (18,874)                                  | (18,874)                                  |
| 普通株式増加数   | 千株  | 1,022                                     | 1,106                                     |
| (うち優先株式)  | 千株  | (1,022)                                   | (1,106)                                   |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 |     |   |   |

(重要な後発事象)

| <p>前事業年度<br/>(自 平成18年4月1日<br/>至 平成19年3月31日)</p>   | <p>当事業年度<br/>(自 平成19年4月1日<br/>至 平成20年3月31日)</p>   |
|---|---|
| <p>1. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、子会社である株式会社みずほフィナンシャルストラテジーが保有する当社普通株式を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、下記のとおり取得・消却を実施いたしました。本件は、平成15年3月の事業再構築の過程で発生し、上記子会社が当該時点で保有していた当社株式すべて(261,040.83株)を処分したものであり、その内容は以下のとおりです。</p> <p>取得した株式の総数 当社普通株式 261,040株<br/>1株あたり取得価額 847,000円<br/>株式の取得価額の総額 221,100,880,000円<br/>消却した株式の総数 上記の取得株式の総数に同じ<br/>(会社法第178条に基づく消却)<br/>取得・消却実施日 平成19年5月28日<br/>取得方法 相対取引<br/>本件により、資本剰余金及び利益剰余金が合計221,100,880,000円減少いたしました。</p> <p>なお、1株未満の端数(0.83株)につきましても、併せて当社の株式取扱規程に基づき取得・消却を実施し、上記子会社が保有する当社株式のすべての買戻し・消却を完了いたしました。</p> |   |
| <p>2. 当社は、平成19年5月22日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式(普通株式)の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から実施するものです。</p> <p>取得の内容<br/>取得する株式の種類 当社普通株式<br/>取得する株式の総数 250,000株(上限)<br/>株式の取得価額の総額 1,500億円(上限)<br/>取得する期間 平成19年6月1日から平成19年11月30日まで<br/>取得方法 市場取引等</p>  | <p>1. 当社は、平成20年5月15日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式(普通株式)の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から、前事業年度に引き続き実施するものであります。</p> <p>取得の内容<br/>取得する株式の種類 当社普通株式<br/>取得する株式の総数 600,000株(上限)<br/>株式の取得価額の総額 1,500億円(上限)<br/>取得する期間 平成20年6月10日から平成20年11月30日まで<br/>取得方法 市場取引等</p> |

前事業年度  
(自 平成18年 4月 1日  
至 平成19年 3月31日)

当事業年度  
(自 平成19年 4月 1日  
至 平成20年 3月31日)

2.平成21年1月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)の施行が予定されております。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

割り当てる株式及び端数の数の算出方法

普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類株式及び端数を割り当てるものとします。

端数等無償割当てが効力を生ずる日

決済合理化法の施行日の前日

また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議いたしました。

当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

| 前事業年度             | 当事業年度             |
|-------------------|-------------------|
| 1株当たり純資産額         | 1株当たり純資産額         |
| 183円33銭           | 220円53銭           |
| 1株当たり当期純利益        | 1株当たり当期純利益        |
| 102円16銭           | 68円65銭            |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 |
| 95円55銭            | 64円13銭            |